

熊谷市立学校屋内運動場空調設備の使用料
に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 

条例第 4 7 号

(別紙)

熊谷市立学校屋内運動場空調設備の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により利用する場合における熊谷市立学校屋内運動場の空調設備（次条第1項及び第4条第1号において「空調設備」という。）の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 空調設備を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用料を算定する場合においては、使用する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

(使用料の免除)

第3条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不返還)

第4条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用料を返還することができる。

- (1) 空調設備を使用する者の責めによらない理由により、空調設備を使用することができなかったとき。
- (2) その他特に返還することが適当であるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1号の表の規定 令和9年4月1日

(準備行為)

- 2 第3条の規定による使用料の免除に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表 (第2条関係)

(1) 小学校

学校名	施設名	使用料 (1時間当たり)
熊谷市立石原小学校	アリーナ	1,000円
熊谷市立久下小学校	アリーナ	1,500円
熊谷市立奈良小学校	アリーナ	1,500円
熊谷市立妻沼小学校	アリーナ	1,500円
熊谷市立江南北小学校	アリーナ	1,500円

(2) 中学校

学校名	施設名	使用料 (1時間当たり)
熊谷市立中条中学校	アリーナ	1,600円
	卓球場	300円
熊谷市立別府中学校	アリーナ	1,100円
	卓球場	200円
熊谷市立大里中学校	アリーナ	1,600円
	卓球場	300円